

単価契約仕様書

環境政策局生活環境美化センター

(担当：管理係 水谷 田中 電話：662-6023

車両管理係 水野 山口 電話：672-0061)

件名	(単価契約)北部・東北部クリーンセンター車両保守管理業務委託
形状・寸法	別紙のとおり
予定数量	別紙のとおり
契約期間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契約条件	別紙のとおり

単価契約仕様書

1 委託業務の名称

(単価契約) 北部・東北部クリーンセンター車両保守管理業務委託

2 契約期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

3 業務内容

道路運送車両法等の法令に従い指定された車両の法定点検及び継続検査（以下「車検」という。）を実施する。

4 対象車両：車両年間保守管理計画表（別紙）のとおり

- (1) 普通自動車 車両総重量8トン超：3台（散水車＝2台、アームロール1台）
- (2) 普通自動車 積載量2トン超：1台（中型ダンプ車＝1台）
- (3) 普通自動車 積載量2トン以下：1台（しさ車＝1台）
- (4) 除雪車：1台
- (5) 普通自動車：1台（パッカー車：4トン車＝1台）
- (6) 軽四輪車：5台（軽四貨物車4台、軽四連絡車1台）
- (7) 普通自動車：5台（バス＝5台）
- (8) 小型自動車：1台（連絡車＝1台）
- (9) 普通自動車：3台（連絡車＝3台）

※ 車両の台数は、令和8年9月初日現在の台数であり、委託契約期間中に増減することがある。

5 委託料単価の種類

- (1) 普通自動車 車両総重量8トン超（散水車、アームロール）
 - ア 3ヶ月点検
 - イ 6ヶ月点検
 - ウ 車検
- (2) 普通自動車 積載量2トン超（中型ダンプ車）
 - ア 6ヶ月点検
 - イ 車検
- (3) 普通自動車 積載量2トン以下：1台（しさ車＝1台）
 - ア 6ヶ月点検
 - イ 車検
- (4) 除雪車
 - ア 6ヶ月点検
 - イ 車検
- (5) 普通自動車（パッカー車4トン）
 - ア 6ヶ月点検
 - イ 車検
- (6) 軽四輪車（軽四貨物車、軽四連絡車）
 - ア 6ヶ月点検
 - イ 12ヶ月点検
 - ウ 車検
- (7) 普通自動車（バス）
 - ア 3ヶ月点検

- イ 6ヶ月点検
- ウ 車検
- (8) 小型自動車（連絡車）
 - ア 6ヶ月点検
 - イ 12ヶ月点検
- (9) 普通自動車（連絡車）
 - ア 6ヶ月点検
 - イ 12ヶ月点検
 - ウ 車検

6 予定数量

	3ヶ月点検	6ヶ月点検	12ヶ月点検	車検
普通自動車 車両総重量8トン超	6	3	0	3
普通自動車積載量2トン超	0	1	0	1
普通自動車 積載量2トン以下	0	1	0	1
除雪車	0	1	0	1
パッカー車4トン	0	1	0	1
軽四輪車（貨物車、連絡車）	0	5	2	3
バス	10	5	0	5
小型自動車（連絡車）	0	1	1	0
普通自動車（連絡車）	0	3	2	1

（備考）年度中の車両の増減等により数量は変更になることがある。

7 支払方法等

各車両の委託料単価に受託者が当該1ヶ月間に実施した定期点検、車検の台数を乗じて得られた金額（各委託料単価×実施台数の合計額）を、受託者からの適法な請求に基づき支払う。請求は、定期点検、車検に区分して行うこと。

なお、車検の際に必要な自動車重量税印紙、自動車損害賠償責任保険証明書及び継続検査申請書（OCR）は生活環境美化センターから交付する。

車検終了後、車検証の写しを生活環境美化センター車両管理係（以下「車両管理係」という。）に速やかに提出すること。

8 その他留意事項

- (1) 各車両の定期点検及び車検は、別紙「年間保守管理計画表」に基づいて実施すること。ただし、各車両の定期点検及び車検の時期は変更になることがあるので、受託者において事前に確認しておくこと。
- (2) 各車両の配置場所については、別紙「年間保守管理計画表」のとおりとする。ただし、配置場所が異なる場合があるので、受託者において事前に確認しておくこと。
- (3) 各車両の定期点検及び車検の内容は、下記の10「定期点検及び車検の内容」記載のとおりである。なお、定期点検及び車検の実施結果の記録については、近畿地区自動車整備連絡協議会が

定めた様式等を使用すること。

- (4) 各車両の定期点検及び車検の予定数量は令和8年9月初日現在の車両台数によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。
- (5) 交換部品及び消耗品等について、契約期間内に当該品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の交換ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として交換することができる。
- (6) 定期点検及び車検の実施時に本仕様書に含まれない部品の交換、修繕等が必要と認められた場合は、受託者から北部クリーンセンター又は東北部クリーンセンター及び車両管理係に当該修繕内容等を速やかに連絡すること。当該修繕等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。
- (7) 車検事務代行に要する経費は委託料単価に含む。
- (8) 定期点検及び車検等実施の際、その作業が原因で発生したと考えられる不具合が生じたときは、受託者が責任をもって対応すること。
- (9) 受託者は道路運送車両法の規定により自動車分解整備事業の認証及び指定自動車整備事業の指定を受けていることを文書により証明できる者に限る。(業務委託の対象車両が、自動車分解整備事業認証及び指定自動車整備事業指定に係る「対象とする自動車の種類」の中に必ず含まれていること。)
- (10) その他、本仕様書に定めのない事項については、車両管理係と受託者がその都度協議して定める。

9 各クリーンセンターの所在地及び連絡先

(1) 北部クリーンセンター

京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27 電話(075)873-3020

(2) 東北部クリーンセンター

京都市左京区静海市原町1339 電話(075)741-1003

10 定期点検及び車検の内容

- (1) 普通自動車 車両総重量8トン超(散水車、アームロール)
3ヶ月点検を2回、6ヶ月点検及び車検を各1回実施する。

ア 3ヶ月点検、6ヶ月点検

車検の実施月又は車両更新日から3ヶ月毎に以下の点検・整備を実施すること。なお、点検実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

※ 当該点検の受検回数により3ヶ月点検と6ヶ月点検を区分する。3ヶ月点検は、車検後の奇数回目(1回目の点検(3ヶ月目)・3回目の点検(9ヶ月目))の点検を示し、6ヶ月点検は、偶数回目(2回目の点検(6ヶ月目))の点検を示している。3ヶ月点検と6ヶ月点検は、年間保守管理計画表に車両ごとに表示されたとおりである。

3ヶ月点検、6ヶ月点検の項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの(事業用自動車等の定期点検基準別表第3相当のもの)とする。

6ヶ月点検実施の際にはエンジンオイルの交換(ドレンコックパッキンの交換を含む。)を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品又はメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理についても受託者が責任をもって適正に処理すること。交換する部品はメーカー純正品とする。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、事業用貨物自動車等の定期点検基準別表第3と同等のものを使用すること。

3ヶ月点検、6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準（事業用自動車等の定期点検基準別表第3相当のもの）に規定されたものとする。

車検結果は、点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、事業用自動車等の定期点検基準別表第3と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

(2) 普通自動車 積載量2トン超（中型ダンプ車）

6ヶ月点検を1回、車検を1回実施する。

ア 6ヶ月点検

車検の実施月又は車両更新日から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。

点検実施の際、エンジンオイルの交換（ドレンコックパッキン交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理については受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、

自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。車検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

(3) 普通自動車 積載量2トン以下（しさ車）

6ヶ月点検を1回、車検を1回実施する。

ア 6ヶ月点検

車検の実施月又は車両更新日から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。

点検実施の際、エンジンオイルの交換（ドレンコックパッキン交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理については受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、

自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。車検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに本市に提出すること。点検記録整備簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から本市に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

(4) 除雪車

6ヶ月点検を1回、車検を1回実施する。

ア 6ヶ月点検

車検の実施月又は車両更新日から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）とする。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

（注）点検の結果、エンジンオイル等の交換が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検

自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、自動車点検基準第2条の定期点検基準（事業用自動車等の定期点検基準別表第4相当のもの）に規定されたものとする。

架装の点検については、架装の点検実施業者と車両管理係が協議し、車検とは別途実施する。

車検結果は、点検整備記録簿に記録し、東北部クリーンセンター及び車両管理係に提出する。点検整備記録簿としては、事業用自動車等の定期点検基準別表第4と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換を実施すること。

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係（東北部クリーンセンター及び車両管理係）に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合について受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内に実施すること。

(5) 普通自動車（パッカー車：4トン車）

6ヶ月点検を1回、車検を1回実施する。

ア 車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

※ パッカー車の車検を実施する場合、特に次のことに注意すること。

京都市では、環境保全に取り組む独自方針として、パッカー車（ディーゼルエンジン車）の燃料として、軽油ではなくBDF（バイオディーゼル燃料）を100%使用していることから、BDFでの常時走行を考慮して燃料系統の一部に改造を施した車両を使用している。

そのため、特に燃料ポンプをはじめとする燃料系統には、軽油使用時とは異なる様々な症例が発生することがあり、車検時には、車両管理係と緊密な連絡をとること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準（自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5相当のもの）に規定されたものとする。

車検結果は、点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用貨物自動車等の定期点検基準別表第5と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ ブレーキホース点検
- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ エアクリナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ 燃料フィルター交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ ごみ投入口付近のペイント補修
- ・ 汚水タンク洗浄
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換
- ・ ドラムブレーキ（四輪）：ブレーキシュー点検、カップゴム点検

（注1） 交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のもの（別紙資料1も参照すること）とし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2） パッカー車の年式・型式により、部品番号が異なる場合があるので、各パッカー車の交換部品については、事前に車両管理係と協議すること。

（注3） 点検の結果、ブレーキパット、ブレーキシュー、エアクリナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

イ（参考）その他の整備事項

・ エアーマスターオーバーホール・ブレーキバルブオーバーホールが必要と認められたときにはこれを実施する。

・ ATオイル、デフオイルについて、点検の結果、交換が必要と判断される場合、当該交換作業を実施する。

（注） 上記の部品等の交換、研磨作業が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。この場合、交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。

(6) 軽四輪車（軽四貨物車、軽四連絡車）

6ヶ月点検を1回、12ヶ月点検又は車検を1回実施する。

ア 6ヶ月点検

新車登録、車検、12ヶ月点検の実施月から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の項目は、別紙「軽自動車・軽四輪貨物車の6ヶ月点検項目」とする。

点検結果は別紙「点検整備記録簿」又は「点検整備記録簿」と同等の記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。

点検実施の際、エンジンオイルの交換（ドレンコックパッキン交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理についても受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 12ヶ月点検

新車登録から概ね12ヶ月後、24ヶ月後及び車検の実施月から概ね1年後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

12ヶ月点検の項目は、自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。

点検実施の際、エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）・オイルフィルターの交換を併せて実施すること。交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

12ヶ月点検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね3日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

(7) 普通自動車（バス）

3ヶ月点検を2回、6ヶ月点検及び車検を各1回実施する。

ア 3ヶ月点検、6ヶ月点検

車検の実施月又は車両更新日から3ヶ月毎に以下の点検・整備を実施すること。なお、点検実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

※ 当該点検の受検回数により3ヶ月点検と6ヶ月点検を区分する。3ヶ月点検は、車検後の奇数回目（1回目の点検（3ヶ月目）・3回目の点検（9ヶ月目））の点検を示し、6ヶ月点検は、偶数回目（2回目の点検（6ヶ月目））の点検を示している。3ヶ月点検と6ヶ月点検は、年間保守管理計画表に車両ごとに表示されたとおりである。

3ヶ月点検、6ヶ月点検の項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（事業用自動車等の定期点検基準別表第3相当のもの）とする。

6ヶ月点検実施の際にはエンジンオイルの交換（ドレンコックパッキンの交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品又はメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理についても受託者が責任をもって適正に処理すること。交換する部品はメーカー純正品とする。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、

事業用貨物自動車等の定期点検基準別表第3と同等のものを使用すること。

3ヶ月点検、6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 車検

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準（事業用自動車等の定期点検基準別表第3相当のもの）に規定されたものとする。

車検結果は、点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、事業用自動車等の定期点検基準別表第3と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ シャーシブラック仕上げ
- ・ スチーム洗浄
- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント点検
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ 燃料フィルター交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

(8) 普通自動車及び小型自動車（連絡車）

6ヶ月点検を1回、12ヶ月点検又は車検を1回実施する。

ア 6ヶ月点検

新車登録、車検、12ヶ月点検の実施月から概ね6ヶ月後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

6ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたものを準用したもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。

点検実施の際、エンジンオイルの交換（ドレンコックパッキン交換を含む。）を併せて実施すること。交換するエンジンオイルは、メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのものとし、廃油処理については受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経

費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

6ヶ月点検の際の車両の引渡しから返納までに要する期間は1日間とする。

イ 12ヶ月点検

新車登録から概ね12ヶ月後、24ヶ月後及び車検の実施月から概ね1年後に、以下の点検・整備を実施する。なお、点検等実施日は、事前に本市と協議し決定すること。

12ヶ月点検の内容は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。点検実施の際、エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）・オイルフィルターの交換を併せて実施すること。

交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。当該交換等に係る直接・間接経費は、委託料単価に含まれる。

点検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

12ヶ月点検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね3日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

ウ 車検

車検にあたっては、自動車検査証の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに、本市と協議のうえ、車検の実施予定日を決定すること。

車検項目は、国土交通省令で定める自動車点検基準第2条の定期点検基準に規定されたもの（自家用乗用車等の定期点検基準別表第6相当のもの）とする。車検結果は点検整備記録簿に記録し、速やかに車両管理係に提出すること。点検整備記録簿は、自家用乗用車等の定期点検基準別表第6と同等のものを使用すること。

また、車検時に以下の作業及び部品・消耗品等の交換等を実施すること。（委託料単価に含む。）

- ・ エンジンオイル（ドレンコックパッキン交換を含む。）、オイルフィルター交換
- ・ ラジエーター洗浄、冷却水・ロングライフクーラント交換
- ・ ブレーキオイル交換
- ・ カップゴム等ブレーキ部品点検
- ・ エアクリーナー点検
- ・ ファンベルト（エアコン用を含む。）交換
- ・ ワイパーゴム交換
- ・ バッテリー点検・充電
- ・ ハブベアリンググリス・ハブグリス・オイルシール交換

（注1）交換する部品及び消耗品等については、メーカー純正品又はメーカー指定のものとし、交換したオイルや古い部品等の処分については、受託者が責任をもって適正に処理すること。
なお、以上に係る直接・間接経費は委託料単価に含まれる。

（注2）エアクリーナー、バッテリー等の部品や上記以外の消耗品等の交換、当該車両の修理が必要と受託者が判断した場合は、受託者から車両管理係に当該交換内容等を速やかに連絡すること。当該交換作業等は、京都市契約事務規則第27条の規定に従い受託者と別途契約が締結された場合に限り受託者により実施されるものとする。

車検に要する期間は、車両の引渡しから返納まで、概ね5日間（土・日曜日は含まない。）以内とする。

令和9年度

台数	所属	車種	車両	番号	車名	年式	公安記号	型式	車台番号	長さ	幅	高さ	E/G形式	排気量	架装会社	積載量	容量㎡人	燃料	車両重量	車両総重量	有効年	有効月	有効日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	委託料単価区分								
1	東北部cc	散水車	京都800は	173	三菱	12	KL	FP50KHX	FP50KHX-520003	8.57	2.49	2.94	8DC11	17,730cc	モリタエクス	6800kg	6.8㎡	軽油（直）	8660kg	15570kg	R9	11	6	⑥			③			車検		③			普通自動車 車両総重量8トン超									
1	北部cc	散水車	京都800は	952	三菱	20	BDG	FP50JX	FP50JX-550059	8.58	2.49	3.09	6M70	12,880cc	モリタエクス	6500kg		軽油（直）	9110kg	15720kg	R9	12	17		⑥			③		車検		③												
1	東北部cc	アームローラー	京都100は	1825	いすゞ	18	PJ	FSR34G4	FSR34G4-7000330	6.26	2.3	2.52	6HK1	7,790cc		7900kg		軽油（直）	5120kg	13130kg	R9	9	11		③			車検		③		⑥												
1	東北部cc	D車	京都11に	5263	三菱	4	U	FK617G改	FK617G-500242	6.64	2.22	2.42	6D16	7,540cc	新明和	3250kg		軽油（直）	4420kg	7835kg	R9	12	1		⑥					車検					普通自動車 積載量2トン超									
1	東北部cc	平ボディ	京都46つ	2879	三菱	3	U	FE311BD	FE311BD440381	4.69	1.69	1.99	4D30	3,290cc	新明和	2000kg		軽油（副）	2440kg	4605kg	R10	3	30						⑥					車検	普通自動車 積載量2トン以下									
1	東北部cc	除雪車	京都11ね	3127	三菱	11	KC	FG508B	FG508B-431062	4.89	1.7	2.23	4D35	4,560cc	範多機械	2000kg		軽油（直）	3080kg	5245kg	R9	4	29	車検						⑥					除雪車									
1	東北部cc	F	京都800さ	7369	三菱	14	KK	FK71GC	FK71GC-760179	5.86	2.22	2.52	6M61	8,200cc	新明和	3000kg	6.0㎡	軽油	4800kg	7965kg	R9	7	23				車検					⑥			バツカー車 4トン車									
1	東北部cc	軽四輪車	京都41ほ	5032	ダイハツ	12	GD	S210P	S210P-0094657	3.39	1.47	1.78	EF	650cc		350kg		ガソリン	800kg	1260kg	R10	12	18		⑥						⑫													
1	北部cc	軽四輪車	京都41や	2095	ダイハツ	16	LE	S210P	S210P-0234442	3.39	1.47	1.96	EF	650cc		350kg		ガソリン	920kg	1380kg	R10	1	30				⑥						車検											
1	北部cc	軽四輪車	京都480き	5345	スバル	19	LE	TT2	TT2-393501	3.39	1.47	1.76	EN07	650cc		350kg		ガソリン	930kg	1390kg	R9	12	13		⑥							車検				軽四自動車								
1	東北部cc	軽四輪車	京都480き	5346	スバル	19	LE	TT2	TT2-393554	3.39	1.47	1.76	EN07	650cc		350kg		ガソリン	930kg	1390kg	R10	1	28				⑥						車検											
1	北部cc	軽四輪車（連絡車）	京都580み	8446	スズキ	23	DBA	MH23S	MH23S-792847	3.39	1.47	1.66	K6A	650cc	ワゴンR		4人	ガソリン	900kg	1120kg	R10	11	14	⑥						⑫														
1	北部cc	マイクロ	京都22す	1539	日産	7	U	DRGE24	DRGE24-032127	5.04	1.69	2.24	TD27	2,660cc			15人	軽油（副）	1760kg	2585kg	R9	12	9		⑥			③			車検		③											
1	東北部cc	マイクロ	京都200さ	83	日産	11	KK	BVW41	BVW41-000800	6.27	2.06	2.63	TD42	4,160cc	送迎バス 2人掛シート		26人	軽油（直）	3490kg	4920kg	R9	12	8		⑥			③			車検		③											
1	北部cc	マイクロ	京都200さ	386	日産	14	KK	BHW41	BHW41010316	6.99	2.06	2.63	TD42	4,160cc			29人	軽油（直）	3650kg	5245kg	R10	3	24			③			⑥			③			車検	バス								
1	北部cc	マイクロ	京都200は	278	日野	18	PB	RR7JJAA	RR7JJA-40788	8.96	2.34	3.01	J07E	6,400cc			57人	軽油	7040kg	10175kg	R9	10	29	⑥			③			車検		③												
1	東北部cc	マイクロ	京都200は	468	日野	24	SDG	RR7JJCA	RR7JJC-40244	8.99	2.34	3	J07E	6,400cc			45人	軽油（直）	7230kg	9705kg	R9	9	26			③			車検		③		⑥											
1	東北部cc	連絡車	京都300つ	896	スズキ	12	LA	TL52W	TL52W-151531	4.09	1.78	1.68	J20A	1,990cc			5人	ガソリン	1380kg	1655kg	R9	12	11		⑥					車検														
1	東北部cc	連絡車	京都300に	7695	トヨタ	14	TA	MCR40W	MCR40W-0033805	4.75	1.79	1.78	1MZ	2,990cc			8人	ガソリン	1800kg	2240kg	R11	3	21						⑥				⑫		普通自動車（連絡車）									
1	北部cc	連絡車	京都302め	8256	ホンダ	R8	6AA	RV6	RV6-1203171	4.34	1.79	1.58	LEC-H5	1,490cc			5人	ガソリン	1430kg	1705kg	R11	1	29				⑥					⑫												
1	東北部cc	連絡車	新車		ホンダ																R12								⑥				⑫		小型自動車（連絡車）									
21																																												
								台数	④	⑥	②	車検																																
									3	6	3	0	3																															
									1	0	1	0	1																															
									1	0	1	0	1	(注1) 表中の③は3ヶ月点検、⑥は6ヶ月点検、②は12ヶ月点検、Aは車検A、Bは車検B、Cは車検C、Dは車検Dを表している。																														
									1	0	1	0	1																															
									1	0	1	0	1																															
									5	0	5	2	3																															
									5	10	5	0	5																															
									1	0	1	1	0																															
									3	0	3	2	1																															
									21	16	21	5	16																															

パッカー車の12ヶ月点検・車検（車検A・車検B）時のブレーキ等点検内容について

資料1

		型式	12ヶ月(1年目)点検		型式	2年目以降の偶数年目の車検(車検A)		型式	3年目以降の奇数年目の車検(車検B)	
				部品番号			部品番号			部品番号
2トン車大 (TS車・TP車) (LB車・2P車)	前輪	FEAV0(R2年式)	パッド交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き	FEAV0(R2年式)	パッド交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き	FEAV0(R2年式)	パッド交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き
					FEAV0(R3年式)	PCVエレメント交換	三菱純正部品	FEAV0(R3年式)	PCVエレメント交換	三菱純正部品
					FEAV0(R4年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782	FEAV0(R4年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782
					FEA50(29・31年式)	PCVエレメント交換	三菱純正部品	FEA50(29・31年式)	PCVエレメント交換	三菱純正部品
					FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品
					FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-700K SM118E	FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-700K SM118E
					FE53EB (12・13・14年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-476K SHIM-476	FE53EB (12・13・14年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-476K SHIM-476
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪	FEAV0(R2年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782	FEAV0(R2年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782	FEAV0(R2年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782
					FEA50(29・31年式)	キャリバーインナーキット点検	SHIM-782	FEA50(29・31年式)	キャリバーインナーキット点検	SHIM-782
					FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品
					FE73D (19・21年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製MR3031 三菱純正部品	FE73D (19・21年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製MR3031 三菱純正部品
					FE73DB (17・18年式) FE73EB, FE53EB	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品	FE73DB (17・18年式) FE73EB, FE53EB	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
2トン車小 (ST車・SB車)	前輪				FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品
					FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-701K SM117E	FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド交換	曙ブレーキ工業製AN-701K SM117E
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
	後輪				FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品	FE73B(22年式)	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製97FE-FR 三菱純正部品
					FE70D, FE70DB FE70EB	シュー交換 カップゴム点検	曙ブレーキ工業製NR3046 三菱純正部品	FE70D, FE70DB FE70EB	シュー交換 カップゴム交換	曙ブレーキ工業製NR3046 三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
4トン車 (FP車・F車) (3P車)	4輪 全部				FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー点検 カップゴム点検 エアードライヤーオーバーホール PCVエレメント交換	三菱純正部品	FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー交換、ブレーキオーバーホール カップゴム交換、リアブレーキダイヤフラム交換 PCVブローバイパス エレメント交換 ⇒17年型以降4トン車エンジン下部	三菱純正部品
					FEB90(R4年式)	パッド点検 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品	FEB90(R4年式)	パッド交換 PCVエレメント交換	三菱純正部品(シム付)もしくは曙ブレーキ工業製シム付き 三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
					全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
全車共通	前輪	ハブベアリング・グリス・ハブ・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)		前輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)	前輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)
					後輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)	後輪	ハブベアリング・グリス・ハブグリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)
	その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品		AT	ATオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード	デフ装置	デフオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
					デュオニック	デュオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード	デュオニック	デュオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
					ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検 ブレーキホース点検	三菱純正部品 三菱純正部品	ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検 ブレーキホース点検	三菱純正部品 三菱純正部品
					その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品	その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品

		型式	2年目以降の偶数年目の車検(車検C)		型式	3年目以降の奇数年目の車検(車検D)	
				部品番号			部品番号
2トン車大 (TS車・TP車) (LB車・2P車)	前輪	FEAV0(R2年式)	パッド点検	三菱純正部品(シム付)もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き	FEAV0(R2年式)	パッド点検	三菱純正部品(シム付)もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き
			PCVエレメント交換	三菱純正部品		PCVエレメント交換	三菱純正部品
		FEA50(29・31年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782	FEA50(29・31年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-782WK SHIM-782
			PCVエレメント交換	三菱純正部品		PCVエレメント交換	三菱純正部品
		FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
	後輪	FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-700K SM118E	FE73D (19・21年式) FE73DB (17・18年式) FE73EB (15・16年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-700K SM118E
		FE53EB (12・13・14年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-476K SHIM-476	FE53EB (12・13・14年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-476K SHIM-476
		全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
		FEAV0(R2年式) FEA50(29・31年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-782WK 三菱純正部品	FEAV0(R2年式) FEA50(29・31年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-782WK 三菱純正部品
		FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
2トン車小 (ST車・SB車)	前輪	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
		FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-701K SM117E	FE70D (21年式) FE70DB (17・18年式) FE70EB (15年式)	パッド点検	曙ブレーキ工業製AN-701K SM117E
	後輪	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品	全車	キャリバーインナーキット点検	三菱純正部品
		FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR	FE73B(22年式)	シュー点検	曙ブレーキ工業製97FE-FR
			カップゴム点検	三菱純正部品		カップゴム交換	三菱純正部品
4トン車 (FP車・F車) (3P車)	4輪 全部	FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー点検	三菱純正部品	FK71GC(14,15年式) FK71DC(17年式) FK71D(19,21年式) FK71R(22式)	シュー点検、ブレーキオーバーホール	三菱純正部品
			カップゴム点検			カップゴム交換、リアブレーキダイヤフラム交換	
			ゴアードライヤーオーバーホール			PCVブローバイパス エレメント交換	
			PCVエレメント交換			⇒17年型以降4トン車エンジン下部	
全車共通	前輪	FEB90(R4年式)	パッド点検	三菱純正部品(シム付)もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き	FEB90(R4年式)	パッド交換	三菱純正部品(シム付)もしくは 曙ブレーキ工業製シム付き
			PCVエレメント交換	三菱純正部品		PCVエレメント交換	三菱純正部品
	後輪	ハブベアリンググリス・ハブ グリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)		ハブベアリンググリス・ハブ グリス・オイルシール交換	オイルシール・グリス (三菱純正部品)	
		AT	ATオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード	デフ装置	デフオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
	デュオニック	デュオニック	デュオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード	デュオニック	デュオニックオイル、ミッションオイル交換	三菱純正部品もしくは指定グレード
		ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検	三菱純正部品	ブレーキまわり	ブレーキマスターインナーキット点検	三菱純正部品
	その他	ブレーキホース点検	三菱純正部品		ブレーキホース点検	三菱純正部品	
		その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品	その他	その他仕様書指定項目	三菱純正部品

軽自動車・軽四輪貨物車の6ヶ月点検項目

点 検 箇 所 等	点 検 内 容
ハンドルまわり	遊びの量の調整, がたつきの点検
ブレーキまわり	ペダルの遊び, 床との隙間, 取付高さ, サイドブレーキの効き具合 (引きしろ, ワイヤーの状況など)
メーター類	針のずれがないか, メーターランプが点くか
電装品	ホーンが鳴るか, ワイパーが動くか, ウィンドウウォッシャーの作動状況など
点火系統	エンジンのかかり具合, プラグの汚れ具合
ランプ類	作動状況, 球切れの点検
エンジンオイル交換	メーカー純正品もしくはメーカー指定のグレードのエンジンオイルを使用し, 廃油処理についても受託者が責任を持って適正に処理すること
エア・エレメント	汚れ, 損傷の状況
ファンベルト	ゆるみ, 損傷の状況
ラジエータ関係	冷却水の過不足, 漏れの有無, ゴムホースの損傷状況
バッテリー	液量・比重・損傷・充電の状況, 取付具合
燃料パイプまわり	漏れの有無, ゆるみ・損傷の状況
ブレーキ	ブレーキオイルの量・汚れ・漏れに関する点検
タイヤ	空気圧, 傷, 溝の深さの点検など
グリスアップ	必要箇所実施

6ヶ月点検整備記録簿

所 属

点検受託者名		自動車登録番号	車名	初年度登録
点検受託者所在地		京都		
		型式	車台番号	
点検者氏名	印			

依頼点検項目					
ハンドルまわり	遊びの量の調節		ランプ類	作動状況	
	がたつきの点検			球切れの点検	
ブレーキまわり	ペダルの遊び		エンジンオイル	漏れ及び量	
	床とのすきま			交換	
	サイドブレーキ効き具合		エアエレメント	汚れ、損傷の状況	
	【ワイヤーの状況】		ファンベルト	ゆるみ、損傷の状況	
メーター類	針のずれがないか		ラジエター関係	漏れ及び量	
	メーターランプがつくか		バッテリー	液量・比重・損傷の状況	
電装品	ホーン				取付け具合
	ワイパー		燃料パイプのまわり	漏れの有無	
	ウインドウォッシャーの作動状況		ブレーキオイル	オイルの量・汚れ・漏れの点検	
点火系統	エンジンのかかり具合		タイヤ	空気圧・傷・溝の深さ点検	
			グリス	必要箇所実施	

(参考)

区分及び記号			
点検・検査員	V	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L
該当なし			

走行距離	点検実施年月日	エンジンオイル交換実施日
km	令和 年 月 日	令和 年 月 日

備考